

平成25年3月5日開催

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針（案）について

上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針（案）	・・・・・・・・	1
資料1 公民館の現状と課題、基本方針との関係	・・・・・・・・	9
資料2 公民館の組織と運営の流れ	・・・・・・・・	10
資料3 分館の再配置のイメージ	・・・・・・・・	11

「上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針」

(案)

上越市教育委員会

生涯学習推進課・公民館

目 次

はじめに	3
上越市立公民館の現状と課題	4
1 公民館の現状	
2 公民館の課題	
上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針（案）	6
1 目的	
2 公民館の役割	
3 運営の原則	
4 教育機関としての公民館の配置	
5 職員体制	
6 公民館運営審議会	
7 事業方針	
8 地域の特性に応じた運営	
9 分館施設等の再配置	
10 施設の整備等	
11 方針の定期的な見直し	

はじめに

現在、上越市は、上越市総合教育プランに基づき、上越市立公民館を中心とした社会教育を進めています。

しかしながら、地域により施設の配置や事業運営に大きな差異があるほか、様々な課題を抱えています。

そこで、改めて現状と課題を整理し、課題の解消を図り、上越市において公民館の果たすべき役割を明らかにした上で、全市的な地域づくりの施策と連携して社会教育を進めなければなりません。

このため、公民館で行う事業運営の基本となる考え方と、その事業を実施する公民館の配置に関する基本的な考え方を明らかにするため、「上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針」を定めるものです。

上越市立公民館の現状と課題

1 公民館の現状

上越市は、現在、地区公民館 15 施設と分館 63 施設を有しており、年間延べ 4 万人以上の市民が公民館事業に参加しています。

しかしながら、公民館の施設の配置、事業の内容や回数については、地域によって大きな差異があります。また、公民館の利用者の減少傾向や固定化が見られ、一部には公民館活動が低下しているとの意見も出されています。

これらの原因としては次のことが挙げられます。

- (1) 職員や施設の配置について、統一的な基準がないこと。
- (2) 学習環境が多様化する中で、公民館事業が地域の課題や生活課題に十分に対応できていないこと。
- (3) コミュニティプラザの整備が進んだことにより貸館施設としての役割が相対的に低下したこと。
- (4) 協力員の配置変更や公民館推進員会議の廃止等、合併後の運営方法の変更が公民館の果たすべき役割についての共通理解が十分に図られない中で進められたこと。

2 公民館の課題

これからの公民館は、地域の特性を尊重しつつ、社会教育機関としての公平性を確保しながら、上越市自治基本条例や上越市総合教育プランなどに基づく全市的な地域づくり施策と連携して事業を展開し、自立的に地域のために行動することができる人材や団体を育成することができるようにしなければなりません。

また、これまで一部の地区公民館や分館では、学習から始まり、地域の課題解決のための活動、すなわち地域づくり活動の実践までの全てを担ってきました。しかしながら、今、上越市では、上越市自治基本条例の下、まちづくり振興会やNPOをはじめ様々な団体による自主的な地域づくり活動が行われてきていることから、公民館と地域づくり活動の関係を見直す時期に来ています。

さらに、市の財政計画では、合併後 10 年を経過した以降は、国から交付される普通交付税の段階的縮小等により、平成 27 年度から 6 年間で約 242 億円の深刻な財源不足が見込まれ、これに対処するための一つの施策として、全市的に公の施設の再配置が進められており、公民館も例外ではなく、施設の再配置が求められています。

これらの背景を踏まえ、持続的な公民館の運営を図るため、次のことが求

められます。

- (1) 地域づくり活動と公民館の関係を整理し、公民館の果たすべき役割を明確にして共通理解を図ること。
- (2) 地域の市民の意見を、事業運営に反映させる仕組みを整備すること。
- (3) 市の財政状況を踏まえた中で、職員や施設の配置などの統一的な基準を定め、「集い・学び・つながる」場所として再構築を図ること。

上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針（案）

1 目的

上越市立公民館（以下「公民館」という。）は、上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

2 公民館の役割

公民館は、社会教育機関として、市民に地域の課題に即した学習の機会を提供するとともに、市民の仲間づくりを支援することで、自立的に地域のために行動することができる人材と団体を育成し、自主的な地域づくり活動の実践に繋げるための橋渡しを行うものとする。

3 運営の原則

公民館は、社会教育を行うとともに、市民の学習活動を支える拠点として次に掲げる事項を原則として運営する。

- (1) 公民館は、市民が自ら課題を見つけ、解決に向けて集い、学ぶ場として運営する。（学びの自由）
- (2) 公民館は、地域の特性や自主性を尊重して運営する。（地域特性の尊重）
- (3) 公民館は、誰でも気軽に集い、学ぶ場として運営する。（利用の平等）
- (4) 公民館は、他者を思いやり、お互いに支え合う心を持って運営する。（全体としての向上）

4 教育機関としての公民館の配置

- (1) 公民館全体を統括する「中央公民館」を置き、市全体の課題に即した社会教育事業を行うとともに、地区公民館を支援する。
- (2) 地域自治区を対象区域とする「地区公民館」を置き、地域自治区内の課題に即した社会教育事業を行うとともに、市民の学習活動を支援する。

5 職員体制

- (1) 中央公民館に館長と社会教育主事を置く。
 - ・ 中央公民館に置く館長（以下「中央公民館長」という。）は、公民館の管理運営全体を統括する。
 - ・ 社会教育主事は、市全体の事業計画を立案し、進捗を管理するとともに、全市的な課題に即した事業を企画実施する。また、地区公民館の活動を支援する。

(2) 地区公民館に公民館協力員を置き、また、規模や活動状況に応じて必要な職員を置く。

- ・ 公民館協力員は地区公民館に常駐して、事業運営と施設管理の実務を担い、中央公民館職員、各区分室職員、公民館活動に協力する公民館サポーターをはじめとする市民等と連携して、市民の学習活動を支援するとともに、市民が集まりやすい施設管理に努める。

6 公民館運営審議会

中央公民館に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に基づく「公民館運営審議会」を置き、中央公民館長の諮問に応じ、全市的な目線で公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

7 事業方針

- (1) 事業を通して、仲間づくりを進め、地域社会のことを自分のこととして考え、地域の課題や生活の課題の解決に向かって行動する市民と団体を育成する。
- (2) 事業を通して、地区公民館の区域を越えた交流と学習を進め、情報交換を活発にするとともに、人と人とのつながりの輪を結び広げていく。
- (3) 広報活動により、地域で学ぶ人、団体、講座や催しなどの情報を集め、広く発信して、集い学ぶことの大切さを啓発する。
- (4) 事業は、地域や対象者のまとまりを大切にしている。
- (5) 事業は、地域の課題を踏まえ、地域青少年育成会議をはじめとする地域の関係団体等と連携し、市民の協力を得て行う。
- (6) 事業水準の向上を図り、目的を達成するため、中央公民館及び地区公民館は運営の状況について評価を行い、その結果を積極的に公表し、改善を図る。

8 地域の特性に応じた運営

- (1) 地区公民館は7の事業方針を踏まえて、各地方自治体の歴史や特性に即した「地区公民館運営方針」を策定し、これに基づき運営を行う。
- (2) 地区公民館に「運営委員会」を置く。
 - ・ 運営委員会は、地区公民館の運営方針及び事業の計画や運営、評価について意見を述べる。

また、中央公民館長の提案する議題について協議し意見を提出するほか、中央公民館長に対して自主的な意見を述べるができる。
 - ・ 運営委員会を構成する運営委員は、公民館活動に協力する公民館サ

ポーターをはじめとする市民の中から中央公民館長が委嘱する。

9 分館施設等の再配置

分館は、教育機関である地区公民館が、必要に応じて、地理的・歴史的なまとまりに配慮した社会教育事業を行う会場として置く施設とする。

将来、深刻な財源不足が見込まれる中、市民が社会教育を受ける機会の均等化を図るとともに、持続可能な社会教育事業を進めるため、現在設置されている分館は、下記の基準に基づき、再配置する。

なお、既存の分館施設のない区域においては、分館は増やさず、他の公の施設、町内会館等を会場として事業を行うこととする。

- (1) 現小学校の通学区域に1施設を存続する。
 - ・ 通学区域内に地区公民館施設と分館がある場合は、分館を廃止する。
 - ・ 通学区域内に複数の分館及び地域生涯学習センターがある場合は、1つの建物に統廃合し、分館とする。
- (2) 中山間地域で旧小学校の通学区域にある分館施設については、小学校の統合後、世代交代の平均的サイクルである30年を経過するまでは、必要に応じて存続する。

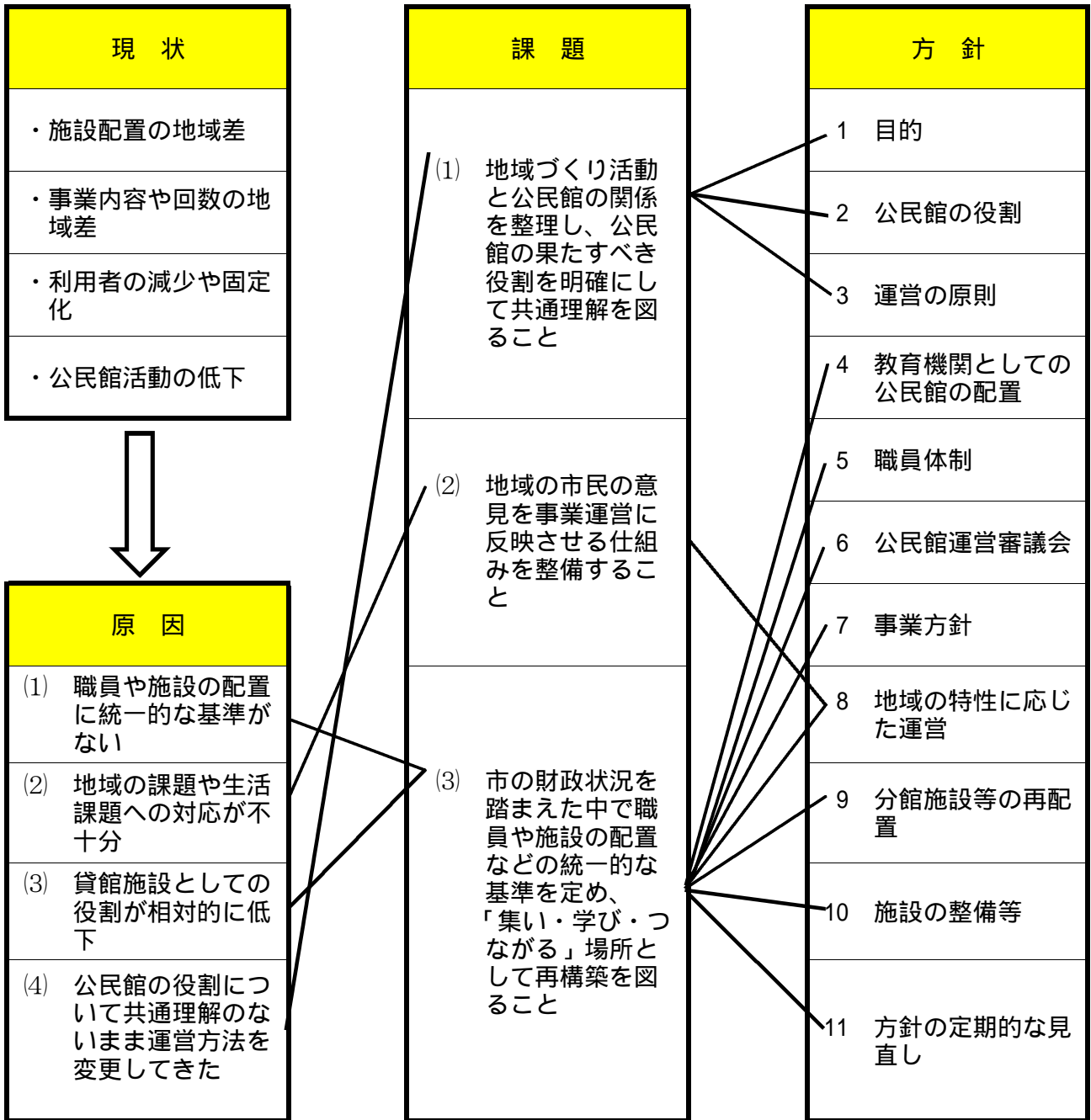
ただし、旧小学校の通学区域に分館及び地域生涯学習センターがある場合は、1つの建物に統廃合し、分館とする。
- (3) (2)のうち地勢的に統合後の小学校と隔絶しており、高齢化率が特に高い地域に設置されている分館については、地域の人が集まる機能を代替できる町内会館などの施設がなく、指定避難所に指定されている場合には、30年経過後も必要に応じて存続する。

10 施設の整備等

- (1) 公民館施設整備計画に基づき、必要な工事及び修繕を行うものとする。
- (2) 地域の実情に応じて、公民館の目的を達成するために必要な設備を整備するものとする。
- (3) 市の公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき、利用者が安全・安心に利用できる施設整備に努める。
- (4) 効率的な維持管理を行い、経費負担の軽減に努める。

11 方針の定期的な見直し

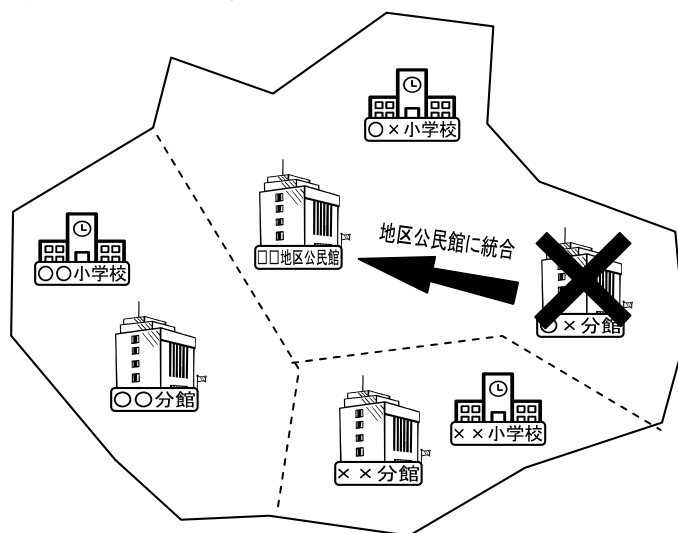
この方針は、上越市総合教育プランの改定にあわせて見直しを行うものとする。



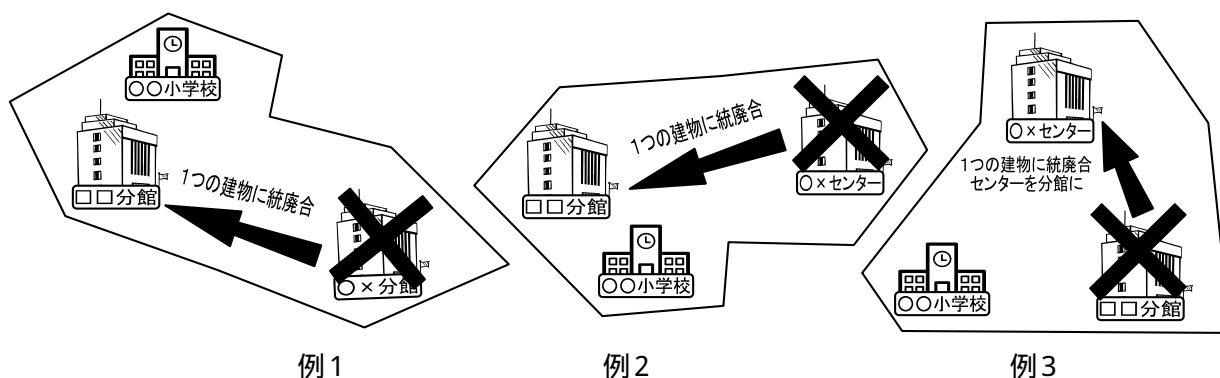
分館の再配置のイメージ

(1) 現小学校の通学区域に1施設を存続する。

通学区域内に地区公民館施設がある場合は、分館を廃止する。



通学区域内に複数の分館及び地域生涯学習センターがある場合は、1つの建物に統廃合し、分館とする。



例1

例2

例3

例1：1つの小学校区に2つの分館があるので、1つに統廃合

例2：1つの小学校区に、分館が1つと地域生涯学習センターが1つあるので、分館の建物に統廃合

例3：1つの小学校区に、分館が1つと地域生涯学習センターが1つあるので、地域生涯学習センターの建物に統廃合して、分館とする。

(2) 中山間地域で旧小学校の通学区域にある分館施設については、小学校の統合後、世代交代の平均的サイクルである30年を経過するまでは、必要に応じて存続する。ただし、旧小学校の通学区域に分館及び地域生涯学習センターがある場合は、1つの建物に統廃合し、分館とする。

旧小学校の通学区域内では、(1)の例により再配置する。